

理正院文書解題

一、伝来と受け入れの経緯

理正院文書は、伊予郡砥部町麻生所在の真言宗理正院（伊予市宝珠寺末）が保管する文書で、平成六（一九九四）年四月に歴史文化博物館開設準備室が借用し、開館後、平成九（一九九七）年三月に寄託され現在に至っている。当文書は、もともと伊予国浮穴郡上麻生村の代々の庄屋門田家に伝わったものが、門田家がこの地を引き取った際、檀那寺である理正院へ預けられたもので、その内容は上麻生村に関する近世から近代にかけての村方文書である。なお伝來の経緯については論考「理正院文書の伝来と移動」に詳述している。

当館が当文書を受け入れた時の保存状態は、全般的に湿度による劣化がみられ、一部に虫損が認められた。またこの文書は受け入れ時から原状を保つておらず何度も手が入っている状態であった。段ボール箱一一箱分の文書を文書研究科・歴史研究科により整理を進め現状目録を作成した。その後、調査・研究のために項目分類を行った。

二、麻生村について

麻生村は、現在の伊予郡砥部町の北端、砥部川と重信川本流が合流する地に位置し、古くは浮穴郡麻生郷と呼ばれていた。近世初期には、加藤嘉明の治める松山藩領に属していた麻生村は、寛永一二（一六三五）年に松山藩と大洲藩の間で行われた替地により大洲藩領となり、この替地となつた村々は「御替地」と呼ばれた。寛永一九（一六四二）年、大洲藩から新谷藩に一万石の分知が行われた際、麻生村は大洲藩領と新谷藩領との相給村となつた。『大洲旧記』には、もともと一村であつた麻生村は宝永四（一七〇七）年に支配の便宜から上下に分郷されたと記されており、その際に重信川沿いの上流部が大洲藩領上麻生村、下流部が新谷藩領下麻生村に分かれたと考えられる。

麻生村の江戸時代初期の石高については、元禄一一（一六九八）年に作成された「萬覚記手鏡写帳」（10—60）には次のように書かれている。

左馬之助様御代御改高覚

一高六百五石九斗三升二合

一同式百五拾九石五斗四升五合

田方

八百六拾五石四斗七升七合

本郷田畠共

一高式百拾五石武斗七升

田方

一同六拾七石

畠方

二口合

式百八拾武石武斗七升

古新田畠共

一高六拾四石八斗

但寛永十癸酉開新田

ペ左馬之助様御時代御改

右に掲げた史料によると松山藩領時代の麻生村の村高は、本郷田畠が八六五石四斗七升七合、古新田畠が二八二石一斗七升、寛永一〇（一六三三）年開新田高が六四石八斗で、総計すると一二二二石五斗四升七合であったことがわかる。「慶安郷村数帳」によると、麻生村の村高は九九八石八斗九升五合とあり、うち大洲藩領分は四六六石二斗一升八合五勺、新谷藩領分は五三三石六斗六升六合五勺で、松山藩領時代に比べて約二〇〇石程度減少がみられる。この減少した理由についてははつきりとはわからないが、田畠が河川沿いにあつたという立地と関係するのではないかと思われる。

表1は寛永一二年以降天和三（一六八三）年までの年貢の推移を示したものであるが、寛永期（一六二四—一六四四）から寛文期（一六六一—一六七三）にかけて徐々に増加傾向にあるものの、不安定な年貢の割付状況がみられる。これは、砥部川と重信川の合流地点及びその流域の上麻生村で新田開発が進んだけれども、度重なる洪水により流田が繰り返し起ついていたためと推測される。慶安元（一六四八）年以降近世を通じて村高は変わることはなかつたが、荒地帳等の史料が残つてることから、実質的に河川の影響によりかなり変動があつたと考えられる。

上麻生村の田畠の面積についてみると、寛政七（一七九五）年「斎宮様御順郷二付覚書上ケ帳控」（11—29・史料1）には、田は四一町五反四畝一二歩五合、畠は一七町二畝一七歩と記されており、田の割合が高く、平野部の稻作中

表1 麻生村年貢高の変遷

年 代	本郷年貢	古新田年貢	計
寛永12	469石39	145石18	614石57
13	454石	122石18	576石18
14	439石	147石18	586石18
15	485石	158石	643石
16(旱)	295石	158石	453石
17	460石	120石	580石
18	500石	156石	656石
19	480石	150石	630石
20	480石	160石	640石
正保 1	490石	155石	645石
2	475石	175石	650石
3	500石	175石	675石
4	517石	148石	665石
慶安 1	517石	160石	677石
2	517石	160石	677石
3	507石	152石	659石
4	497石	158石	655石
承応 1	456石	120石	676石
2	500石	142石	642石
3	530石	150石	680石
明暦 1	545石	150石	695石
2	545石	165石	710石
3	567石	170石	737石
万治 1	580石	165石	745石
2	567石	165石	732石
3	574石	160石	734石
寛文 1	574石	175石	749石
2	600石	185石	785石
3(旱)	380石	150石	530石
4	615石	190石	805石
5	630石	190石	820石
6	645石	190石	835石
7	645石	190石	835石
8	615石	190石	805石
9	630石	180石	810石
10	640石	190石	830石
11	625石	195石	820石
12	645石	195石	840石
延宝 1	649石	149石	798石
2	632石	156石	788石
3	632石	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—
6	—	—	—
7	—	—	—
8	—	—	—
天和 1	—	—	—
2	—	135石	—

「萬覚記手鏡写帳」(理正院文書10-60)より作成

心としての村の姿が浮かび上がる。そのうち田の八町八反五畝一二歩五合、畠の一町七反六畝一〇歩が下麻生村や宮内村など近隣の村々の入作地で、これは上麻生村の田畠の約一八パーセントにあたるが、上麻生村から他村への入作は、下麻生村、宮内村、川井村の三ヶ村にわたり田が九町九反九畝六歩、畠が四町六反四畝一五歩五厘となつておあり、他村からの入作を上回つてゐる。

上麻生村は、原町・水満田組・三角組・高尾田組という一つの町と三つの組で構成されており、それに組頭又は年寄、その下の五人組頭によつて統括されていた。その中でも原町は、大洲藩から商業活動が認められ、砥部・麻生郷の在郷町としての役割を果たしていた。

天保九(一八三八)年「御巡檢御通行二付諸事底」(6-76・史料3)により上麻生村についておよその様子を知ることができる。村内には寺が五ヶ所、庵が二ヶ所、社が二ヶ所となつておあり、大工、木挽、櫓屋、鍛冶、紺屋、左官、疊屋、酒造屋などの職種が見える。家数は一六五軒で男が三三八人、女が三一人の計六四九人であった。麻生村全体の戸口は三〇九軒、一二三四人となり、近隣の村々の中でも大きな村であったことがうかがえる。

維新後の麻生村についてみてゆくと、明治四(一八七一)年の廢藩置県後、大洲藩領上麻生村は大洲県、新谷藩領下麻生村は新谷県に所属した。その後、同年一月に大洲県と新谷県が宇和島県と合併、明治五(一八七二)年に宇和島県を神山県と改称、明治六(一八七三)年に神山県と石鉄県が合併した愛媛県に所属し現在に至つている。明治二二(一八八九)年の市町村制施行で、翌二三年に麻生・宮内・千足・河井・七折・大角蔵の六村を併せて原町村とされ、昭和三〇(一九五五)年の町村合併により砥部町と原町村が合併して砥部町となり、麻生の地名は大字として現在に残っている。

三、上麻生村庄屋門田家

上麻生村庄屋門田家の系譜について、『大洲旧記』には、松山藩主加藤嘉明の時代に門田九郎左衛門が麻生村庄屋に命ぜられ、以後六代同庄屋役を勤めて享保一七(一七三二)年伊太郎の代に小屋村伊右衛門に庄屋株を譲つたが、その二年後子孫の門田久平が庄屋株を買い戻し、以後代々庄屋を勤めたと記され

ているが、理正院文書・門田家の系譜・聞き取りとあわせて推察すると図1のようになる。

庄屋門田家の持高についてみると、寛政七（一七九五）年には田が二四石五斗九升一合五勺、畠が一二石一斗六升九合、計三六石八斗六升五勺であった。名請人一人あたりの平均が約二石六斗五合である上麻生村において、三六石余りを持つ庄屋門田家は経済的地位も他の農民に比べてかなり上回っていたことがわかる。

庄屋の屋敷は、水満田組内にあったことが村絵図や文書からうかがうことができる。寛政四（一七九二）年の「上麻生村庄屋山図」（図版2）は、庄屋の持山である表山、裏山の境を描いたものだが、あわせて上麻生村庄屋敷も表山の麓に長屋門を備えたかなり大きな屋敷として描かれている。次に屋敷の間取りや広さに関してはどのようであったのか、史料的な制約により詳細な点についてまでは踏み込めないが、「殿様御本陣并御宿諸控」（6-22）によつてある程度その規模をうかがうことができる。

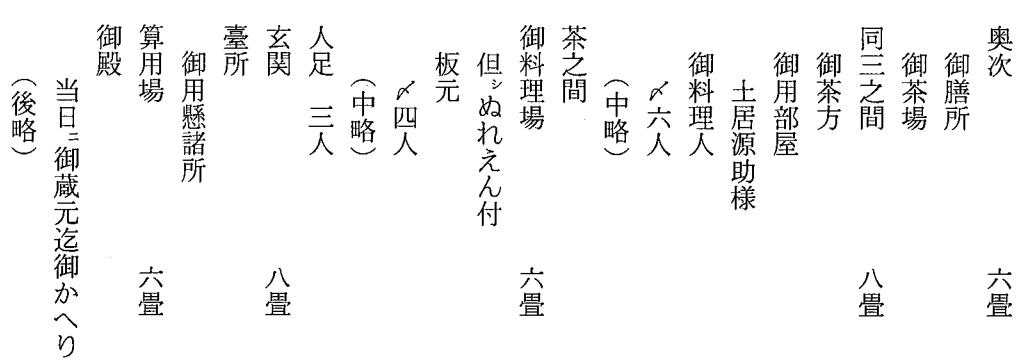


表2 殿様廻村における宿提供状況

	10畳	8畳	6畳	不明	計
哥右衛門宅		1			1
猶蔵宅		1	1	1	3
和十郎宅		1			1
米之丞宅		3			3
門田金治宅	1	4			5
理正院	1	4	1		6
庄屋所		4	4	1	9

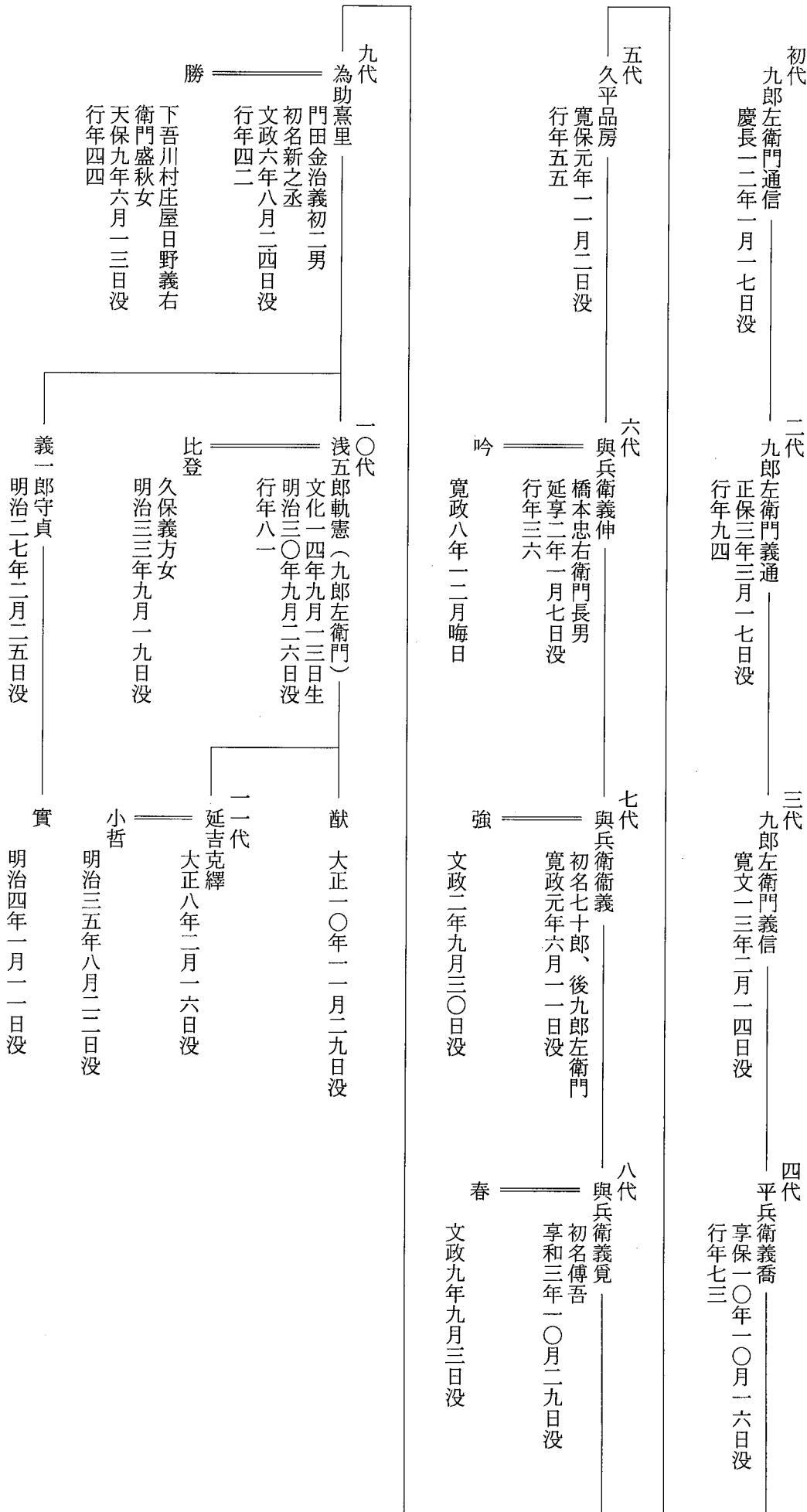
「殿様御本陣并御宿諸控」（理正院文書 6-82）

これは、文政一一（一八二八）年に大洲藩一代藩主加藤泰幹が廻村した際、上麻生村に宿泊した様子の記録の抜粋である。この廻村の際、提供した宿は表2通りで、民家五軒と理正院、庄屋所の七ヶ所となつており、史料から殿様の本陣として上麻生村庄屋所が使用されたことがわかる。庄屋所で使用された部屋は、八畳が四部屋、六畳が四部屋に台所をあわせた九部屋となつており、

その他の宿を提供した民家と比較しても部屋数の点で上回っており、かなり大きな家構えであったことがわかる。

四
1

上麻生村庄屋門田家系図



四、理正院文書の概要

理正院文書は、総点数四〇一二点の厖大な文書群であり、特徴としてはそのほとんどが近世文書であり、近代文書の割合は少ない。また文書群を形態別にみると、帳面類よりも一紙物の割合がかなり高い。伝来からもうかがえるようにほとんどが村方文書となつておる、庄屋門田家が村において行政上の必要から作成した公文書が中心で、門田家の家、経営関係などをうかがうことができると、文書の残存状況に偏りがみられる。

時代的には近世初頭の文書はほとんどなく、享保期（一七〇四～一七一一）頃に支配の便以降の文書が主体である。これは宝永期（一七一六～一七三六）

宣上麻生村が上下に分村したことや、享保一七年に一時門田家が小屋村（現小田町）伊右衛門に庄屋株を譲ったことに関連があるのでないかと考えられる。

表3の通り近世村方文書として分類される支配、村政、宗門改・戸口、土地、年貢、凶荒・救恤、農業・産業、商業・金融、水利・普請、林野、宗教、辺路・家・近代の全般にわたる史料が残つてゐるが、項目によつてかなり偏りがみられる。村の行政・自治に関する基本的な文書が揃つてゐるとは言いがたく、御用留や宗門人別帳、村況に関する村明細帳などの史料を欠いてゐる。

村政では、天保期（一八三〇～一八四四）以降の村入用帳や郡単位で徴収された大割についての文書がある程度まとまってみられる。年貢では、享保期以降の土免目録や当年引、年貢納通、年貢皆済帳などの帳面が欠落のある部分もあるものの幕末まで連續して残つており、年貢の動向をみてゆく上で注目される。凶荒・救恤では、難渋者未進支配帳や夫食割渡帳などがあり、凶作時ににおける年貢未進の実態や夫食支給の様子などが断片的にではあるがうかがい知られる。

水利・普請では、『豫州大洲領御替地古今集』の麻生村の項にあげられてゐる麻生村と八倉村・宮ノ下村・上野村・徳丸村・出作村五ヶ村との間で起つた明和八（一七七一）年の水論について、関連史料が断片的ではあるものの残つており注目される。宗教では、村内の寺社の数を大洲藩へ報告した古寺号帳や寺社の普請に関する入用帳が中心である。寺社普請関係の文書では大洲藩領上麻生村と新谷藩領下麻生村、松山藩領森松村、井門村の四ヶ村の氏社である三島神社（現伊予郡砥部町麻生）の遷宮に關係するものが多くみられる。また、

理正院の境内にある金毘羅社の開帳に関する史料が数冊残つており、江戸時代の開帳の様子とともに農民の娛樂の一端を垣間見ることができる。

五、理正院文書の利用状況

理正院文書については、『砥部町誌』（一九七八年）に略目録が掲載され、史料がいくつか引用されている。また当館への受け入れ後の研究として、井上淳「金毘羅開帳に見る農民の娛樂－浮穴郡麻生村を事例に－」（『研究紀要第一号』、一九九六年）がある。

（宇都宮美紀・東昇）

【付記】
門田家の系図に関しては、門田庚三郎氏にお世話をなりました。記して感謝申し上げます。

表3 理正院文書の分類項目と点数

大項目	中項目	点数	項目計	大項目	中項目	点数	項目計	
A支配1 A支配2 A支配3 A支配4 A支配5 A支配6 A支配7 A支配8 A支配9	巡見・役人廻村	140	564	H商業・金融1 H商業・金融2 H商業・金融3 H商業・金融4 H商業・金融5 H商業・金融6	受取	347	441	
	印鑑	39			土地売買	5		
	法令	43			金銭貸借	30		
	軍事・夫役	118			潤屋銀	6		
	拝借金・献上金	20			講	15		
	抜荷改	11			その他	38		
	吟味・刑罰・取締	145		I水利・普請1 I水利・普請2 I水利・普請3	見分	21	533	
	申付・出頭	35			用水	164		
	その他	13			用水出入	154		
B村政1 B村政2 B村政3 B村政4 B村政5 B村政6 B村政7 B村政8 B村政9	村役人	104	726	I水利・普請4 I水利・普請5 I水利・普請6	普請	106	194	
	村入用・大割	158			普請出入	72		
	村議定	5			絵図	16		
	書簡	87		J林野1 J林野2 J林野3 J林野4	材木	25		
	村絵図・村況	9			出入	98		
	人足	62			入会山・他相地山	48		
	村屋	63			その他	23		
	事件	232		K宗教1 K宗教2 K宗教3 K宗教4 K宗教5 K宗教6	理正院・金毘羅社	139	503	
	その他	6			寺院	47		
C宗門改・戸口1 C宗門改・戸口2 C宗門改・戸口3 C宗門改・戸口4	宗門送	40	86		三島社・氏社	225		
	宗門改・人馬改	11			神社	50		
	旅人	24			勧化	15		
	その他	11			その他	27		
D土地1 D土地2 D土地3 D土地4 D土地5 D土地6 D土地7 D土地8	畝高	65	194	L辺路1 L辺路2 L辺路3 L辺路4	往来手形	14	86	
	痛所・荒地	31			送り辺路	45		
	新田	22			辺路病死	24		
	耕地絵図	2			その他	3		
	横貫	11		M家		32	32	
	検地・村高	5				70		
	田畠支配帳	47		N近代		70		
	その他	11			合計	4012	4012	
E年貢1 E年貢2 E年貢3 E年貢4 E年貢5 E年貢6 E年貢7	年貢納通	139	472					
	土免	57						
	新開免・起年貢	26						
	当年引・諸引	157						
	年貢勘定	65						
	未進	12						
	その他	16						
F凶荒・救恤1 F凶荒・救恤2 F凶荒・救恤3 F凶荒・救恤4	災害	3	39					
	救恤	14						
	夫食	12						
	貯穀	10						
G農業・産業1 G農業・産業2 G農業・産業3 G農業・産業4 G農業・産業5 G農業・産業6	酒造	14	72					
	砥部焼	6						
	煙草	22						
	瓦	9						
	肥入用	17						
	その他	4						

日野家文書解題

一、伝来と受入れの経緯

日野家文書は、江戸時代に岩谷口村・大平村の庄屋を代々つとめた日野家に伝わったものである。本目録には、岩谷口村・大平村の村方文書、日野家の新谷藩からの褒賞書など一九九点を収めた。

これは、愛媛県生活文化部生涯学習課に歴史文化博物館係が設置され、当博物館の準備が本格化した平成三（一九九一）年に日野家に調査にうかがい、一〇月に寄託されたものであり、その後平成六（一九九四）年一一月に当館が開館して以降、理正院文書と並行して整理を行い、目録を刊行するに至った。

なお、日野家文書には、今回目録に掲載した以外に砥部焼に関係する文書があり、これらについては現在砥部焼伝統産業会館が管理している。

二、岩谷口村・大平村について

岩谷口村・大平村は、ともに現在の砥部町の東南部に位置し、江戸時代は浮穴郡砥部郷に属していた。岩谷口村は砥部川中流の右岸部にあり、大平村はそのまますぐ南の三坂峠の登り口にある山村である。いずれも、麻生村と同様寛永二（一六三五）年に松山藩領から大洲藩領となつたいわゆる「御替地」の村であり、その後すぐに大洲藩の支藩の新谷藩領となつた。

岩谷口村の村高は、「慶安郷村数帳」「元禄村浦記」「天保郷帳」とともに一八一石八斗六升、「旧高旧領取調帳」では二三二五石六斗二升五合である。文久三（一八六三）年の「淨土宗靈岩寺宗門御改帳」（⁶⁶）によると、戸数は本門六軒・名子門五四軒・寺一軒・山伏寺一軒の合計六二軒で、人数は男一四六人・女一三八人の合計二八四人である。また、天保九（一八三八）年二月の「牛馬届」（¹⁰）により、牛が二三疋、馬が五疋いたことがわかる。

岩谷口村は農業を主体とした村であり、「大洲秘録」には「土産 米上・夏豆・松茸、土地よろし」とある。商売も若干行われていたようで、嘉永六（一八五三）年正月の「御札銀上納目録」（³⁰）には次のように記されている。

一、商拾五匁御札
一、唐津焼三拾目御札

日野治右衛門
右同人

一、同

太蔵

一、商拾五匁御札
一、同

榮藏

一、商拾五匁御札
一、同

右同人

一、商拾五匁御札
一、同

五郎右衛門

一、商拾五匁御札
一、同

土居與惣治

一、同

友右衛門

一、同

榮介

一、同

喜右衛門

一、同

源治

一、同

与三郎

一、同

万歳

一、同

庄助

一、同

猶右衛門

小商いである三匁札が多いが、「唐津焼」すなわち砥部焼の商札を日野治右衛門と太蔵が有しており、砥部焼が村に定着していることを見ることができる。檀那寺は村内の淨土宗靈岩寺で、氏神は砥部郷の惣氏神である大南村の大宮八幡神社である。また、天保九年二月の「社并寺堂数御届申上ル覚」（¹⁰）には小社・堂庵まで記されているので、参考のため掲げると以下の通りである。

一、天神社

一、梅木明神

一、稻荷社

一、山神社

一、十二社権現

一、地藏堂

一、同

一、しよふてん堂

一、觀音堂

但シ正福寺与申候古寺号御座候、

一、阿弥陀堂

一、薬師如来堂

一、庚申堂

大平村は、「慶安郷村数帳」「元禄村浦記」「天保郷帳」「旧高旧領取調帳」とも変わらず、三七石七斗四升の小村で、岩谷口村の庄屋が大平村の庄屋を兼帶した。万延二（一八六一）年の「淨土宗靈岩寺宗門御改帳」（57）によると、家数が本門二軒、家子門四〇軒の合計四二軒で、人数が男九五人、女八三人の合計一七八人であった。また、天保九年二月の「牛馬届」（10）により、牛が八疋、馬が八疋いたことがわかる。

大平村も岩谷口村と同様農業を主体とした村であり、「大洲秘録」には「土産 米上・薪」とある。先に取り上げた嘉永六年正月の「御札銀上納目録」（30）により商売を見ると、組頭の佐川半左衛門が一五匁札を有しているのみである。

檀那寺・氏神とも岩谷口村と同じ靈岩寺と大宮八幡神社である。また、先の天保九年二月の「社并寺堂数御届申上ル覚」（10）により、村内の小社・堂庵を示すと、以下の通りである。

日野家の持高についてみてみると、寛延四（一七五一）年には田が二町三反九畝六歩・二八石五斗八升二合、畑が二反七畝一五歩・一石四斗一升八合、合計二町六反六畝一一歩・三〇石である。安永四（一七七五）年には田が三町一反八畝二一步・三七石五斗二合、畑が六反二畝二三歩・三石六斗二升四合、合計三町八反一畝一四歩・高四一石一二斗二升六合と持高が増加している。これらの土地は一〇石程度を手作地として、それ以外は小作に出している。

また、日野家は商売も行い、天保一〇（一八三九）年では一五匁札と唐津焼の三〇目札を有していた。その後、砥部焼の三〇目札は嘉永七（一八五四）年に同じ村の忠助に譲っているが、日野家と砥部焼との関わりは深く、安政四（一八五七）年以降は下麻生村庄屋西岡弥平治とともに、唐津問屋をつとめている。

一、祇園社
一、若宮社
一、峯社
一、小法社
一、愛宕社
一、地蔵堂
一、同
一、觀音堂
一、庚申堂

一、正福寺

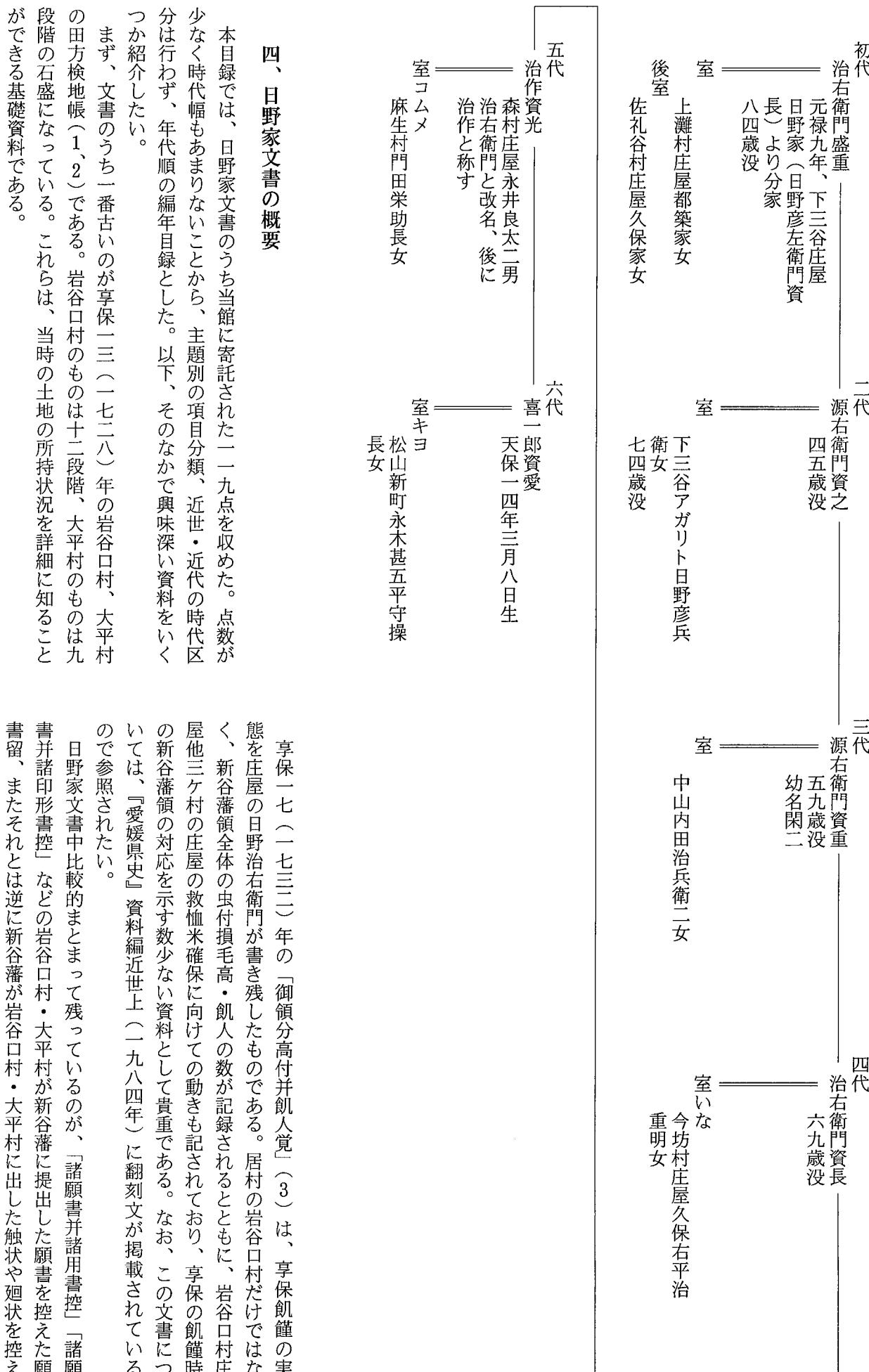
三、日野家について

「日野家系図」（日野祐一氏蔵）によると、日野家は、元禄九（一六九六）年に岩谷口村の沢田忠右衛門が新谷藩歩行小姓に召し抱えられたことにより、治右衛門盛重が下三谷村の日野彦左衛門家から分家したことに始まる。以下、二代源右衛門資之、三代源右衛門資重、四代治右衛門資長、五代治作資光と続き、六代喜一郎資愛で明治維新を迎えている。分家時より代々岩谷口村・大平村の庄屋をつとめ、新谷藩への度々の献銀により、三代資重の天明六（一七八六）年には三人扶持・名字帶刀、四代資長の天保元（一八三〇）年には一代限歩行小姓格、五代資光の安政三（一八五六）年には悴の資愛にも歩行小姓席、そして六代資愛の万延元（一八六〇）年には小姓席が与えられている。また、三代資重と五代資光については、一時期同じ新谷藩領の大南村の兼帶名主もつとめている。

日野家の持高についてみてみると、寛延四（一七五一）年には田が二町三反九畝六歩・二八石五斗八升二合、畑が二反七畝一五歩・一石四斗一升八合、合計二町六反六畝一一歩・三〇石である。安永四（一七七五）年には田が三町一反八畝二一步・三七石五斗二合、畑が六反二畝二三歩・三石六斗二升四合、合計三町八反一畝一四歩・高四一石一二斗二升六合と持高が増加している。これらの土地は一〇石程度を手作地として、それ以外は小作に出している。

また、日野家は商売も行い、天保一〇（一八三九）年では一五匁札と唐津焼の三〇目札を有していた。その後、砥部焼の三〇目札は嘉永七（一八五四）年に同じ村の忠助に譲っているが、日野家と砥部焼との関わりは深く、安政四（一八五七）年以降は下麻生村庄屋西岡弥平治とともに、唐津問屋をつとめている。

岩谷口村庄屋日野家家系図



四、日野家文書の概要

本目録では、日野家文書のうち当館に寄託された一一九点を収めた。点数が少なく時代幅もあまりないことから、主題別の項目分類、近世・近代の時代区分は行わず、年代順の編年目録とした。以下、そのなかで興味深い資料をいくつか紹介したい。

まず、文書のうち一番古いのが享保一三(一七二八)年の岩谷口村、大平村の田方検地帳(1,2)である。岩谷口村のものは十二段階、大平村のものは九段階の石盛になっている。これらは、当時の土地の所持状況を詳細に知ることができるので基礎資料である。

享保一七(一七三二)年の「御領分高付并飢人覚」(3)は、享保飢饉の実態を庄屋の日野治右衛門が書き残したものである。居村の岩谷口村だけではなく、新谷藩全体の虫付損毛高・飢人の数が記録されるとともに、岩谷口村庄屋他三ヶ村の庄屋の救恤米確保に向けての動きも記されており、享保の飢饉時の新谷藩領の対応を示す数少ない資料として貴重である。なお、この文書については、『愛媛原史』資料編近世上(一九八四年)に翻刻文が掲載されているので参考されたい。

日野家文書中比較的まとまって残っているのが、「諸願書并諸用書控」「諸願書并諸印形書控」などの岩谷口村・大平村が新谷藩に提出した願書を控えた願書留、またそれとは逆に新谷藩が岩谷口村・大平村に出した触状や廻状を控え

〈表〉日野家文書にある願書留・触留

願書留

番号	年 代	標 項	収録年 代
10	天保 9 年 1 月	諸願書并諸事控書	天保 8 年 12 月～天保 12 年 1 月
14	天保 12 年 1 月	諸願書并諸用書控	天保 12 年 1 月～天保 15 年 2 月
19	天保 15 年 5 月	諸願書并諸用書控	天保 15 年 5 月～弘化 3 年 9 月
22	弘化 3 年 10 月	諸願書并諸印形書控	弘化 3 年 10 月～嘉永 2 年 1 月
30	嘉永 5 年 7 月吉日	諸願書并諸印形書控	嘉永 5 年 7 月～嘉永 7 年 11 月
36	嘉永 7 年 12 月吉日	諸願書并諸印形書控	嘉永 7 年 11 月～安政 3 年 7 月
40	安政 3 年 10 月	諸願書并諸印形書控	安政 3 年 12 月～安政 7 年 3 月
65	(文久 2 年)	(諸願書并諸印形書控)	文久 2 年 11 月～元治元年 12 月
85	明治 2 年 4 月	諸願書并諸印形物控	明治 2 年 5 月～明治 3 年 3 月

触 留

番号	年 代	標 項	収録年 代
15	天保 12 年 4 月	御触状并諸廻文写	天保 12 年 4 月～天保 14 年 2 月
18	天保 14 年 4 月	御触状并諸廻文写	天保 14 年 4 月～弘化 2 年 2 月
20	弘化元年 12 月吉日	御触状并諸廻文写	弘化 2 年 3 月～弘化 4 年 2 月
23	弘化 4 年 3 月吉日	御触状并諸廻文写	弘化 4 年 6 月～嘉永 4 年 3 月
28	嘉永 4 年 卯月吉日	御触状并諸廻文写	嘉永 4 年 4 月～嘉永 6 年 6 月
43	安政 5 年 9 月吉日	御触状并諸廻文写	安政 5 年 8 月～安政 7 年 2 月
53	安政 7 年 3 月	御触状并諸廻文写	安政 7 年 3 月～文久元年 6 月
58	文久元年 7 月	御触状并諸廻文写	文久元年 7 月～元治元年 2 月
70	文久 4 年 1 月吉辰	御触状并諸廻文写	元治元年 2 月～慶応 2 年 7 月
83	明治 2 年 1 月	御触状并諸廻文写	明治 2 年 1 月～明治 3 年 4 月

た触留である「御触状并諸廻文写」である。その残存状況は表にまとめたが、若干の欠年を含みながらも、願書留については天保八（一八三七）年十二月から明治三（一八七〇）年三月までのものが九冊、触留については天保一一（一八四一）年四月から明治二年四月までのものが一〇冊残っている。これらの文書には、宗門送手形をはじめ、難渋者の届や商札銀の上納目録など豊富な情報が含まれており、当該期の岩谷口村・大平村の有様を具体的に知ることができます。

その他、「年々佛事萬寛帳」（13）「初老祝萬控帳」（37）「元服二付萬控」（46）など、日野家の冠婚葬祭に関する記録がある。これらの文書には、それぞれの献立の内容・材料の入手先・経費・料理人の名前が記されるほか、日野家の交際範囲などもうかがえ興味深い。

五、日野家文書の利用状況

日野家文書については、「愛媛県編年史」第七（一九七二年）に一部資料が翻刻されているほか、「砥部町誌」（一九七八年）に略目録が掲載されている。

その後、「愛媛県史」資料編近世上（一九八四年）・近世下（一九八七年）・資料編近世下（一九八八年）においても、一部の資料について翻刻及び内容紹介が行われている。

また、砥部焼伝統産業会館が管理している、砥部焼関係文書を利用した研究に、大内優徳氏『伊予の陶磁』（雄山閣出版・一九七三年）、山本典夫氏『砥部磁器史上』（里の会・一九八六年）などがある。

（井上 淳）